

告 示

埼玉県告示第百三十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十九年二月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ウイホープL・D・S
- 三 代表者の氏名
大久保 照夫
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県熊谷市上恩田四百三十二番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域が抱えている子育て問題に対して、体験学習・地域ふれあい促進事業・各種勉強会や事業を通して、子どもが地域の人達に愛され、大きな夢をもって将来、国際人として働く星になれるよう子どもの健全育成を図るとともに、希望のもてる子育て支援や地域安全活動を行い、社会教育の増進に寄与することを目的とする。